

受付番号： 2017-1-436

課題名：腸閉塞症の治療・予後および関連因子の検討

1. 研究の対象

1990年1月1日～2016年9月30日の間に東北大学病院 胃腸外科・肝胆膵外科にて腸閉塞症として治療を受けた方

2. 研究目的・方法・研究期間

目的：東北大学病院において治療を受けた腸閉塞症の治療法、治療成績、予後を検討するとともに、それらに影響する因子を解析することで腸閉塞症患者の治療成績、予後向上を目指します。

方法：以下の因子について診療録から情報を抽出して腸閉塞症の治療や予後に関連する因子を検討します

臨床病理学的因子（年齢，性別，身長，体重，病歴（現病歴・既往症，等），各種画像診断所見（腸閉塞の原因・病態等），腸閉塞治療法，血液生化学検査（保険診療内で採血された項目：アルブミン，コレステロール，リンパ球数，好中球数，CRP 値，等），QOL 指標，等）

治療因子（高気圧酸素療法の有無，腸管減圧の方法・手術療法の有無・手術所見・治療薬剤・治療期間，画像上治療効果，治療前後栄養指標推移，等）

周術期因子（術式，手術時間，出血量，術後合併症の有無・程度，術後在院日数，術後在院死亡の有無，手術前後栄養指標推移，術後 QOL 指標，等）

病理組織所見（腸閉塞の成因に関わる事項，免疫染色所見，等）

術後治療（術後治療の有無，治療薬剤・治療期間・投与量，有害事象の有無・種類・程度，二次治療の有無・薬剤・期間・投与量，画像診断検査所見推移，栄養指標推移）など

再発・生存（再発の有無，生存転帰，無再発生存期間，再発原因・診断法，再発後生存期間，全生存期間）など

研究期間：西暦 2016 年 11 月（倫理委員会承認後）～ 2021 年 10 月

3. 研究に用いる試料・情報の種類

臨床病理学的因子や治療因子、病理組織所見、術後治療、再発・生存等に関する診療録上の情報

#### 4. 外部への試料・情報の提供

「該当なし」

#### 5. 研究組織

東北大学病院 胃腸外科 工藤克昌

#### 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、  
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院胃腸外科 研究責任者：工藤克昌

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL: 022-717-7205

FAX: 022-717-7209

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合